

大分県立盲学校電話交換設備機器一式リース契約（案）

- 1 リース物件 電話交換設備一式（以下「機器」という。）
- 2 リース期間 令和8年11月1日から令和15年10月31日まで
- 3 契約金額 ￥
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥）

令和8年度	￥	－（月額￥	－）	5月分
令和9年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和10年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和11年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和12年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和13年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和14年度	￥	－（月額￥	－）	12月分
令和15年度	￥	－（月額￥	－）	7月分

- 4 契約保証金 ○○○○○

上記リース契約について、大分県立盲学校 校長 片岡 祐二（以下「甲」という。）と
○○○○ ○○○○○ ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、別添の大分県立
盲学校電話交換設備機器一式リース業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき次の条
項によりリース契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が所有する機器を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うこと
を目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければなら
ない。

（機器及び設置場所）

第3条 機器の内容及び設置場所は仕様書のとおりとする。

（リース料の支払い）

第4条 賃借料の月額、
額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の
額 円）とする。

- 2 乙は、毎月末までに前月分リース料を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(所有権の表示)

第5条 乙は、機器に乙の所有物である旨の表示をすることができる。

(機器の取替等)

第6条 甲が機器の追加、取替又は改造を必要とするときは、あらかじめ文書をもって乙に承諾を求め、甲の負担で行うものとする。

(機器の移転)

第7条 機器を設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上で行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は甲の負担とする。

(管理義務)

第8条 甲は、機器を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第9条 甲は、機器について盗難、滅失、き損等の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(機密の保持)

第10条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(権利の移転)

第11条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、質入れしてはならない。

(保守体制)

第12条 乙は、機器の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

- 2 乙は、機器の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、前項の措置に要した費用について、措置完了後、別途甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害が発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が甲に賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙に義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（動産総合保険）

第 14 条 乙は、機器に対して、リース期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- （１）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- （２）乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- （３）契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- （４）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- （５）本業務を処理するために乙が取扱う機密情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- （６）前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（違約金）

第 16 条 前条各号の規定又により甲が契約を解除したときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

（特約事項）

第 17 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

（賃貸期間満了後等の取扱）

第 18 条 賃貸借期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおける機器の取扱につい

ては、甲乙協議して決定するものとする。

(協議)

第 19 条 本契約に疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、法令に従うほか甲乙協議して決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市金池町 3 丁目 1 番 75 号
大分県立盲学校
校長 片岡 祐二 印

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○○○○○○○○ 印